

● 生活保護法施行細則の一部を改正する規則

○生活保護法施行細則（平成二年千葉県規則第三十三号）に関する資料

<p style="text-align: center;">改正後</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p>平成 四年 五月一五日規則第七二号 平成 六年 八月三〇日規則第四九号 平成 六年 九月二九日規則第五八号 平成一三年 三月三〇日規則第六〇号 平成一六年 四月 一日規則第七三号 平成一七年 三月二九日規則第四六号 平成一八年 五月一二日規則第九三号 平成一九年 三月三〇日規則第二六号 平成二六年 八月二六日規則第四八号 平成二七年一月二日 四日規則第六五号 平成二七年一月二八日規則第八八号 平成三〇年 九月 七日規則第五五号 平成三〇年二月二八日規則第六七号 令和 四年 二月二八日規則第八号 令和 六年 八月三〇日千葉県規則第五六号</p> <p style="text-align: center;">生活保護法施行細則</p> <p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。）の施行に関し、生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第二条 この規則において「健康福祉センター長」とは、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第五項に規定する事務をつかさどる県が設置した健康福祉センターの長をいう。</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p>平成 四年 五月一五日規則第七二号 平成 六年 八月三〇日規則第四九号 平成 六年 九月二九日規則第五八号 平成一三年 三月三〇日規則第六〇号 平成一六年 四月 一日規則第七三号 平成一七年 三月二九日規則第四六号 平成一八年 五月一二日規則第九三号 平成一九年 三月三〇日規則第二六号 平成二六年 八月二六日規則第四八号 平成二七年一月二日 四日規則第六五号 平成二七年一月二八日規則第八八号 平成三〇年 九月 七日規則第五五号 平成三〇年二月二八日規則第六七号 令和 四年 二月二八日規則第八号 令和 六年 八月三〇日千葉県規則第五六号</p> <p style="text-align: center;">生活保護法施行細則</p> <p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。）の施行に関し、生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第二条 この規則において「健康福祉センター長」とは、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第五項に規定する事務をつかさどる県が設置した健康福祉センターの長をいう。</p>

(削る。)

(保護開始申請書等)

第三条 次の各号に掲げる申請書は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

一 法第二十四条第一項に規定する申請書 保護開始申請書（別記第一号様式）

二 法第二十四条第九項において準用する同条第一項に規定する申請書 保護変更申請書（別記第二号様式）

2 前項第一号に規定する申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 資産申告書（別記第三号様式）

二 収入申告書（別記第四号様式）

三 同意書（別記第五号様式）

3 健康福祉センター長は、次の各号に掲げる書類その他の保護の決定に関し必要と認める書類を第一項各号に規定する申請書に添付させることができる。

一 給与証明書（別記第六号様式）

二 家賃、地代等の額を証する書類

三 住宅補修計画書（別記第七号様式）

四 生業計画書（別記第八号様式）

(保護決定通知書等の様式)

第四条 次の各号に掲げる書面は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

一 法第二十四条第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）及び法第二十五条第二項に規定する書面 次に掲げる区分に応じ定める様式

イ 保護の開始又は変更を要すると決定した場合 保護決定通知書（別記第九号様式）

ロ 保護を要しないと決定した場合 保護申請却下通知書（別記第十号様式）

二 法第二十六条に規定する書面 保護停止（廃止）決定通知書（別記第十

(削る。)

(削る。)

（検診命令書等）
（一号様式）

第五条 健康福祉センター長は、法第二十八条第一項の規定により要保護者に対し検診を受けるべき旨を命ずるときは、検診命令書（別記第十二号様式）を交付して行うものとする。

2 健康福祉センター長は、法第二十八条第一項の規定により検診を受けるべき旨を命じられた要保護者の検診を行うこととなる医療機関に対し、検診書・検診料請求書（別記第十三号様式）を交付するものとする。

（扶養届出書等）

第六条 健康福祉センター長は、要保護者の扶養義務者に対し扶養義務の履行について照会するときは、扶養届出書（別記第十四号様式）を交付して行うものとする。

2 健康福祉センター長は、法第二十四条第八項の規定により扶養義務者に対し通知するときは、保護開始決定通知書（別記第十四号様式(二)）を交付して行うものとする。

3 健康福祉センター長は、法第二十八条第二項の規定により扶養義務者に対し、扶養義務を履行しない理由について報告を求めるときは、報告依頼書（別記第十四号様式(三)）を交付して行うものとする。

（生活保護法医療券等）

(削る。)

第七条 健康福祉センター長は、医療扶助の現物給付を次の各号に掲げる書類を交付して行うものとする。

一 生活保護法医療券・調剤券（別記第十五号様式）

二 生活保護法治療材料券（別記第十六号様式）

三 生活保護法施術券（別記第十七号様式）

四 生活保護法による施術費給付承認書（別記第十八号様式）

2 健康福祉センター長は、介護扶助の現物給付を生活保護法介護券（別記第十九号様式）を交付して行うものとする。

(申請書等の様式)

(申請書、届出書等の様式)

第三条 次各号に掲げる申請、届出その他の行為は、それぞれ当該各号に定

第八条 次各号に掲げる申請、届出その他の行為は、それぞれ当該各号に定

める書類を提出して行わなければならない。

一 法第四十一条第五項の規定による認可の申請 保護施設変更認可申請書

(別記第一号様式)

二 法第四十二条の規定による認可の申請 保護施設休止(廃止)認可申請書

(別記第二号様式)

三 法第四十八条第四項の規定による届出 利用被保護者状況変動届出書

(別記第三号様式)

(削る。)

(削る。)

2 法第四十一条第二項に規定する申請書は、保護施設設置認可申請書(別記第四号様式)によるものとする。

める書類を提出して行わなければならない。

一 法第四十一条第五項の規定による認可の申請 保護施設変更認可申請書

(別記第二十号様式)

二 法第四十二条の規定による認可の申請 保護施設休止(廃止)認可申請書

(別記第二十一号様式)

三 法第四十八条第四項の規定による届出 利用被保護者状況変動届出書

(別記第二十二号様式)

四 法第六十一条の規定による届出 生計状況等変動届出書(別記第二十三号様式)

五 法第七十八条の二第一項又は第二項の規定による申出 徴収金等支払申

出書(別記第二十三号様式の二)

2 次の各号に掲げる申請書は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

一 施行規則第一条第五項に規定する申請書 葬祭扶助申請書(別記第二十四号様式)

二 法第四十一条第二項に規定する申請書 保護施設設置認可申請書(別記第二十五号様式)

(就労自立給付金申請書等)

第九条 施行規則第十八条の四第一項に規定する申請書は、就労自立給付金申請書(別記第二十六号様式)によるものとする。

2 健康福祉センター長は、法第五十五条の四第一項の規定による就労自立給付金の支給を決定したときは、申請者に対し、就労自立給付金支給決定通知書(別記第二十七号様式)により通知するものとする。

3 健康福祉センター長は、法第五十五条の四第一項の規定による就労自立給付金の支給の申請を却下したときは、申請者に対し、就労自立給付金支給申請却下通知書(別記第二十八号様式)により通知するものとする。

(進学・就職準備給付金申請書等)

第十条 施行規則第十八条の九第一項に規定する申請書は、進学・就職準備給付金申請書(別記第二十九号様式)によるものとする。

(削る。)

(削る。)

- 2| 健康福祉センター長は、法第五十五条の五第一項の規定による進学・就職準備給付金の支給を決定したときは、申請者に対し、進学・就職準備給付金支給決定通知書（別記第三十号様式）により通知するものとする。
- 3| 健康福祉センター長は、法第五十五条の五第一項の規定による進学・就職準備給付金の支給の申請を却下したときは、申請者に対し、進学・就職準備給付金支給申請却下通知書（別記第三十一号様式）により通知するものとする。